

介護保険サービスを利用できる人は？

- 要支援、要介護認定を受けた65歳以上の方
- 介護保険の対象となる特定疾病が原因で要介護認定を受けた40歳以上～64歳以下の方

介護保険サービスを利用するには

①申請する

- 申請の窓口は、保健福祉センター介護保険係又は地域包括支援センターです。
- 申請は、ご本人のほか家族でもできます。

②要介護認定を受ける場合

- どれくらいの介護サービスが必要か判断するため、下記の審査をします。

訪問調査（調査員による）

主治医の意見書

一次判定（コンピュータによる）

二次判定（保健・医療・福祉の専門家による認定審査）

訪問調査はどんなことを調査するの？

- 麻痺等の有無
- 関節の動く範囲の制限の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位保持
- 洗身
- 床ずれ等の有無
- えん下
- 食事摂取
- 飲水
- 排尿
- 排便
- 清潔

- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 電話の利用
- 日常の意思決定
- 視力
- 聴力
- 意思の伝達
- 介護者の指示への反応
- 記憶・理解
- 問題行動
- 特別な医療
- 障害高齢者の日常生活自立度
- 認知症高齢者の日常生活自立度
- 日中の生活
- 外出頻度
- 家族・居住環境、社会参加の状況
などの変化

③結果通知

- 結果は通知が届きます。
- 要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額が異なります。



要介護度の種類は？

要支援1

- 日常生活の基本的なことは、ほとんど自分で行うことができ、一部に介助が必要とされる状態です。適切な介護サービスを受けることによって、要介護状態になるのを予防できると考えられています。(要介護認定等基準時間が25分以上32分未満)

要支援2

- 要支援1よりも、立ち上がりや歩行などの運動機能に若干の低下が見られ、介助が必要とされる状態です。要支援1と同じく適切な介護サービスを受ければ、要介護状態になるのを予防できると考えられています。(〃)

要介護1

・自分の身の回りのことはほとんどできるものの、要支援2よりも運動機能や認知機能、思考力や理解力が低下し、部分的に介護が必要とされる状態です。(32分以上50分未満)

要介護2

・要介護1よりも日常生活能力や理解力が低下し、食事や排せつなど身の回りのことについても介護が必要とされる状態です。(50分以上70分未満)

要介護3

・食事や排せつなどが自分でできなくなり、ほぼ全面的に介護が必要な状態を指します。立ったり歩いたりできないことがあります。(70分以上90分未満)

要介護4

・要介護3よりも動作能力が低下し、日常生活全般に介護が必要な状態です。

(90分以上110分未満)

要介護5

・要介護状態において、最も重度な状態です。一人で日常生活を送ることがほぼできず、食事や排せつのほか、着替え、寝返りなど、あらゆる場面で介護が必要とされます。意思の疎通も困難な状態です。(110分以上)

認定を受けたら？

①要介護1～5の場合

- ・施設への入所希望の方は、施設に連絡しましょう。
- ・在宅サービスを希望の方は、居宅介護支援事業者に連絡し、担当ケアマネジャーを決めましょう。ケアマネジャーに希望を伝え、ケアプランを作った上で、介護サービスを利用しましょう。

②要支援1・2の場合

- ・要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに連絡し、介護予防ケアプランを作った上で、介護予防サービスを利用しましょう。

介護保険で利用できるサービスは？

大きく分けて①在宅系サービスと②施設居住系サービスに分類されます

在宅サービス(訪問)①	在宅サービス(通所・泊まり) ①
訪問介護(ホームヘルプ) 訪問入浴介護 ★夜間対応型訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	通所介護(デイサービス) 認知症対応型通所介護(認知デイ) 短期入所生活介護(ショートステイ) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所療養介護(医療系ショートステイ)
★定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居住施設での介護サービス ①
訪問・通所・泊まりのサービス① 小規模多機能型居宅介護	★認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 特定施設入居者生活介護(サ高住)
その他 ①	介護施設への入所 ②
福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修費支給	★介護老人福祉施設(特養) ★介護老人保健施設(老健) ★介護療養型医療施設

★は要支援者は利用できないか、利用に制限あり。

要支援者へのサービス(予防給付)は、要介護者へのサービス(介護給付)に比べて内容・回数に大幅な制限があります。

町内の介護保険サービス事業所は？

社会福祉法人 友愛会		
〒029-4503 金ヶ崎町西根揚場後8番地2	TEL. 44-4111	FAX. 44-4113
○介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム友愛園（定員52名）		
○地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム友愛の家（定員20名） （西根揚場後8番地8 TEL. 44-4112 FAX. 44-4116）		
○短期入所生活介護（定員12名） ○通所介護（定員15名）（TEL. 44-4115） ○居宅介護支援（TEL. 44-4400）		
○小規模多機能型居宅介護 交流ステーション 友愛園（定員25名）（西根矢来5番地 TEL. 42-2888 FAX. 42-2880）		
医療法人 若葉会		
〒029-4503 金ヶ崎町西根鍵水103番地1	TEL. 44-2475	FAX. 44-5215
○介護老人保健施設 老人保健施設 快老苑金ヶ崎（定員100名）		
○短期入所療養介護 ○通所リハビリテーション（定員15名） ○居宅介護支援		
社会福祉法人 やまどり福祉会		
〒029-4501 金ヶ崎町六原坊主屋敷36番地1	TEL. 41-9211	FAX. 43-3100
○介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム あすなろ（定員30名） ○短期入所生活介護（定員5名）		
○認知症対応型共同生活介護 グループホーム ぽっかぽっかの家（定員9名）（TEL. 41-9311）		
社会福祉法人 金ヶ崎町社会福祉協議会		
〒029-4503 金ヶ崎町西根南羽沢43番地	TEL. 44-6060	FAX. 44-6106
○通所介護（定員30名） ○訪問介護 ○居宅介護支援（TEL. 44-4025）		
社会福祉法人 ふるさと福祉会		
〒029-4503 金ヶ崎町西根北荒巻21番地19	TEL. 47-4422	FAX. 47-4430
○地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特別養護老人ホーム 穂の香の郷（定員29名）（TEL. 47-4424）		
○短期入所生活介護（定員9名）（TEL. 47-4425）		
○通所介護（定員35名）（TEL. 47-4423） ○居宅介護支援		
○認知症対応型共同生活介護 グループホーム 四季の郷（定員9名）（TEL. 44-5863）		

株式会社 金ヶ崎福祉フロンティア		
〒029-4503 金ヶ崎町西根和光544番地2	TEL. 43-2340	FAX. 43-2360
○認知症対応型共同生活介護 介護予防施設 西光荘（定員9名）○認知症対応型通所介護（定員3名）		
○小規模多機能型居宅介護 介護予防施設 西光荘（定員25名）		
医療法人社団創生会 花憩庵		
〒029-4503 金ヶ崎町西根谷来浦46番地1	TEL. 42-5001	FAX. 42-5002
○訪問介護 ○通所リハビリテーション ○訪問看護 ○夜間訪問介護 ○居宅介護支援		
ニチイケアセンター金ヶ崎		
〒029-4503 金ヶ崎町西根三ヶ尻荒巻横道上60ディアス荒巻D棟202	TEL. 41-1515	FAX. 44-3660
○訪問介護		
金ヶ崎町訪問看護ステーション		
〒029-4503 金ヶ崎町西根鍵水98番地（国保金ヶ崎診療所内）	TEL. 44-2121	FAX. 44-2307
○訪問看護		
金ヶ崎町地域包括支援センター		
〒029-4503 金ヶ崎町西根鍵水98番地（保健福祉センター内）	TEL. 44-4560	FAX. 44-4337
○介護予防支援		
株式会社 サンメディカル福祉用具フィッティングセンター		
〒029-4503 金ヶ崎町西根南野中44番地1	TEL. 41-1077	FAX. 41-1078
○福祉用具貸与・販売 ○住宅改修		
株式会社 アルプスビジネスクリエーション金ヶ崎営業所		
〒029-4503 金ヶ崎町西根揚場後22番地11	TEL. 34-2555	FAX. 34-2557
○福祉用具貸与・販売 ○住宅改修 (フリーダイヤル0120-57-9166)		